

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

March, 2010

なごみ便り

www.101dog.co.jp

ご注意
ください

1. 平成22年3月より
協会けんぽ管掌健康保険の健康保険料率と介護保険料率が変わります！
2. 平成22年4月より
雇用保険率が変わります！



毎年3月から4月にかけては社員の入退社が多い時期です。「手続きしていなかった」ということのないようしっかり手続きしましょう。

また、3月より健康保険料率と介護保険料率、4月より雇用保険率が改定となりますので給与計算の際にはお気をつけください。

1. 協会けんぽ管掌健康保険の健康保険料率と介護保険料率の改定

健康保険料

平成22年3月分保険料(平成22年4月30日納付期限分)より大幅に引き上げられます。

(例)	大阪府	【旧】	8.22%	【新】	9.38%
	京都府	【旧】	8.19%	【新】	9.33%
	兵庫県	【旧】	8.20%	【新】	9.36%
	奈良県	【旧】	8.21%	【新】	9.35%

介護保険料

平成22年3月分保険料(平成22年4月30日納付期限分)より改定されます。

【旧】 1.19% 【新】 1.50%

社会保険料を翌月控除の事業所は4月支払分の給与から、当月控除の事業所は3月支払分の給与から、新しい料率での控除となります。(記載の保険料率は労使折半前)

「協会けんぽ」ホームページより(参考)

協会けんぽの財政は、景気の悪化に伴い保険料収入が落ち込む一方、医療費の支出が増えたことにより、非常に厳しい状況となっています。このため、協会けんぽの健康保険料については、かつてない大幅な引上げを行わざるを得なくなりました。(以下略)

2. 雇用保険率の改定

一般の事業の場合(事業主負担分は二事業に係る雇用保険率0.3%を含む)

事業主負担	【旧】	0.7%	【新】	0.9%
労働者負担	【旧】	0.4%	【新】	0.6%

平成22年度の給与計算より、0.6%で控除額の計算を行います。(建設業は0.7%)



平成22年4月より

高齢者雇用確保措置に係る年齢が引き上げられます。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律により、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、65歳までの安定した雇用を確保するため、次の から までのいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じる必要があります。

定年の引上げ

継続雇用制度（希望者を定年後も引き続いて雇用する制度）の導入

定年の定め廃止



労使協定により、継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準 を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、 の措置が講じられたものとみなされます。

高齢者雇用確保措置の義務年齢は、年金（定額部分）の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、次のように引き上げられます。

平成22年3月31日まで

義務対象年齢63歳

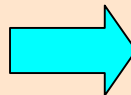
平成22年4月 1日から平成25年3月31日まで

義務対象年齢64歳

平成25年4月 1日から

義務対象年齢65歳

つまり、平成22年4月1日からは・・・



継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準については、以下の点に留意して策定されたものが望ましいと考えられます。

意欲、能力等をできる限り具体的に測るものであること

必要とされる能力等が客観的に示されており、該当可能性を予見することができるものであること（客観性）

「会社が必要と認めた者に限る」「上司の推薦がある者に限る」等は、基準がないことと等しく、認められないとされています。

（文章担当：根本）

～戦略MG(マネジメントG-M)研修のご案内～

参加者全員が製造業の社長に就任し、自分の会社の経営を進め、期の終了後に決算を行い、財務諸表（B/S、P/L）を作成します。本格的な企業会計原則を取り入れており、楽しみながら、管理会計が学べ、経営・計数・コスト感覚、リーダーシップ能力、意思決定能力を高める事ができます。余談ですが、SバンクのS社長はSバンクを立ち上げる前に、博多でこのマネジメントG-Mを受講されております。ご興味のある方はぜひ「株式会社 和」までお問い合わせ下さい。